

人口動態統計のICD-11準拠の統計分類適用に係る ワーキンググループ設置について（案）

- ICD-11の適用に伴い、人口動態統計における死因分類の表章等に関する検討を効果的かつ効率的に行うため、厚生労働統計の整備に関する検討会の下に人口動態統計のICD-11準拠の統計分類適用に係るワーキンググループを設置する。

設置理由

- 現在、人口動態統計の死因分類はICD-10準拠の統計分類（以下「ICD-10」という。）を用いている。今後のICD-11準拠の統計分類（以下「ICD-11」という。）の告示に伴い、政策的活用及びユーザーニーズに鑑み、これまでのICD-10と同様の結果（死因分類表の種類及び死因分類項目の粒度）を継続的に提供することが不可欠であることから、人口動態統計におけるICD-11での死因分類の表章について検討する必要がある。
- 人口動態統計の死因統計におけるICD-11適用の影響把握のため、同一の調査票データにICD-10とICD-11のコードを付与して新旧分類による集計比較を行う、いわゆるブリッジコーディングを行うため、その技法について検討する必要がある。

検討内容

- 人口動態統計の死因分類の表章について
ICD-11の適用にあたり、告示が予定されている「基本分類表」「死因分類表」を基に分類項目の一部細分化及び告示以外の分類表での公表について、統計の整合性・継続性、政策的活用の観点から有識者の知見を得て検討する。
- 人口動態統計のブリッジコーディングについて
ICD-11による統計の利便性を向上させ、変更の影響分析を可能とするためにどの程度のブリッジコーディングを実施すべきか、その技法について、有識者の知見を踏まえて妥当性を検討する。なお、本ワーキンググループの検討結果を基に担当室でブリッジコーディングを実施し、その結果を公表する予定である。

人口動態統計で用いる死因分類表

総務省告示（統計基準）

疾病、傷害及び死因の統計分類

人口動態統計

年報（毎年／翌年9月）

月報（毎月／5か月後）

（速報は、死亡数のみ）

WHO（ICD-11）

死亡・疾病統計用分類

1～25章
約17,000

26章、V章
約600

X章
約16,500

死亡製表用リスト
158

疾病製表用リスト
347

基本分類表
約17,000

PB15 過度の高温への不慮の曝露

死因分類表
134

23100 不慮の事故
23101 交通事故
(略)
23107 その他の不慮の事故

疾病分類表
151

細分類項目
を追加

細分類項目
を追加

死因基本分類表
約17,000

PB15 過度の高温への不慮の曝露
PB15A 自然の過度の高温への不慮の曝露
PB15B その他の過度の高温への不慮の曝露

死因簡単分類表
137（案）

23100 不慮の事故
23101 交通事故
(略)
23107 その他の不慮の事故
23108 熱中症
23109 新型コロナウイルス感染症ワクチン
23110 その他の不慮の事故（23108、
23109を除く）

死因年次推移分類表
約15

乳児死因簡単分類表
約●

感染症分類表※
約●

イメージ

イメージ

選択

選択死因分類表
約●

死因順位に用い
る分類項目
約●

選択

乳児死因順位に
用いる分類項目
約●

※感染症分類表は、感染症法、感染症法施行令及び感染症法施行規則並びに結核予防法に準じた分類名

ブリッジコーディング

○ICD-10からICD-11の変更に伴い、死因統計においてどのような影響があるかについて把握するとともに時系列での比較を可能とするため、その変更の動向を広く提供していく必要がある。

○具体的には同一の調査票データにICD-10とICD-11のコードを付与して新旧分類による集計比較を行うブリッジコーディングを行う。

令和8年死亡データ

抽出したデータにICD-10とICD-11のコードを付与。
(令和8年の抽出数は検討中)

ICD-10「ト」

<死因简单分類が変わらない例>

・胃癌 C169
(死因简单分類 02103 胃の悪性新生物)

<死因简单分類が変わる例>

・急性骨髄性白血病 C920
(死因简单分類 02119 白血病)

・脳血管性認知症 F019
(死因简单分類 05000 精神及び行動の障害)

ICD-11「ト」

・胃癌 2B72.Z
(死因简单分類 02503 胃の悪性新生物)

・急性骨髄性白血病 2A60.36
(死因简单分類 02200 骨髓系新生物)

・脳血管性認知症 8B2Z
(死因简单分類 08400 脳血管疾患)

ブリッジコーディングによる比較結果をもとに、
死因統計の改正による影響について、ICD-11の調査結果の公表時に合わせて公表予定。

公表資料イメージ（令和9年）

←ICD-10(2013年版)の一部改正の公表資料
を基にイメージを作成

死因简单 分類コード	死因分類項目名 (ICD-11 準拠による表記)	令和8年死亡数		新旧比 ICD-10 =100
		ICD-11	ICD-10	
01000	感染症及び寄生虫症	3,748	3,675	102.0
01100	腸管感染症	367	362	101.4
01200	結核	358	286	125.2
01201	呼吸器結核	323	256	126.2
01202	その他の結核	35	30	116.7
01300	敗血症	1,529	1,723	88.7
01400	ウイルス性肝炎	573	540	106.1
01401	B型ウイルス性肝炎	60	60	100.0
01402	C型ウイルス性肝炎	479	450	106.4
01403	その他のウイルス性肝炎	34	30	113.3
01500	ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病	13	13	100.0
01600	その他の感染症及び寄生虫症	908	751	120.9
02000	新生物<腫瘍>	55,106	54,853	100.5
02100	悪性新生物<腫瘍>	53,309	53,261	100.1
02101	口腔、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	1,113	1,175	94.7
02102	食道の悪性新生物<腫瘍>	1,708	1,691	101.0
02103	胃の悪性新生物<腫瘍>	6,337	6,342	99.9
02104	結腸の悪性新生物<腫瘍>	4,843	4,837	100.1
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>	2,243	2,236	100.3
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	4,152	4,129	100.6
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物<腫瘍>	2,626	2,620	100.2
02108	肺の悪性新生物<腫瘍>	4,750	4,737	100.3

注：分類変更の新旧比は、死因简单分類の変更に伴う影響をみるための参考値である。令和8年死亡から抽出した約●●万件の死亡について新旧両分類で死因選択を行い、集計値を比較した。旧分類を100としたときの値である。

人口動態統計のICD-11準拠の統計分類適用に係る ワーキンググループ設置について（続き）

審議スケジュール

<審議スケジュール案>

1 厚生労働統計の整備に関する検討会

第31回：令和7年9月

- 【議題】・人口動態統計のICD-11準拠の統計分類適用に係るワーキンググループの設置について
・その他

2 人口動態統計のICD-11準拠の統計分類適用に係るワーキンググループ

第1回：令和7年10月

- 【議題案】・人口動態統計で用いる死因分類表に係る方針の検討
（死因分類表の種類（例：感染症分類表、乳児死因簡単分類表等）、死因分類項目の細分追加）
・死因簡単分類表等の検討
・その他

第2回：令和8年2月

- 【議題案】・死因分類表（死因基本分類表、感染症分類表等）の検討
・ブリッジコーディングの技法の検討
・人口動態統計のICD-11準拠の統計分類適用に係るワーキンググループ中間報告（案）について ※
・その他

第3回：令和8年5月

- 【議題案】・ブリッジコーディングの技法の検討
・人口動態統計のICD-11準拠の統計分類適用に係るワーキンググループ報告書（案）について ※

予備日：令和8年9月

※ 中間報告、報告書については、厚生労働統計の整備に関する検討会に報告する。

(案)

人口動態統計の ICD-11 準拠の統計分類適用に係るワーキンググループについて

令和 7 年 月 日

厚生労働統計の整備に関する検討会座長決定

人口動態統計における死因分類の表章等に関する検討を効率的に行うため、厚生労働統計の整備に関する検討会（以下「検討会」という。）の下に人口動態統計の ICD-11 準拠の統計分類適用に係るワーキンググループを置く。

1. 本ワーキンググループの構成員は以下のとおりとする。

【検討中】

なお、主査は、必要があると認めるときは、検討会の構成員等に意見を聴くことができる。

2. 本ワーキンググループは令和 8 年 9 月までに検討を行い、検討結果を検討会に報告する。
3. 本ワーキンググループは、原則として公開する。ただし、主査は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
4. 本ワーキンググループの資料は、原則として公表する。ただし、主査は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
5. 本ワーキンググループは、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
6. 本ワーキンググループの庶務は、政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官（企画調整担当）付統計企画調整室において行う。